

■土地利用計画図

上西条地区

【凡例】

保全区域

山や川等の良好な自然環境を保全する区域

森林区域

森林としての地域環境の形成を図る区域

農業区域

農業の振興を図る区域

集落区域

集落として良好な生活環境を保全又は形成する区域
※原則、家屋等が連たんする概ね 1ha 以上の集落を
形成している区域や一団の沿道区域（介在農地や
空家含む）また、それらの区域から概ね 50m 以内
にある宅地

特定区域

地域の活性化に資する特定の用途の建築物を整備・
開発する区域

